大濠公園能楽堂カフェ入店業者募集要領

大濠公園能楽堂（以下「能楽堂」という）は昭和６１年６月１日に開館し、能楽をはじめとする伝統芸能の公演や普及活動を通じて、伝統文化を継承保存するとともに、県民文化の振興に貢献してきた施設である。現在、能楽堂の指定管理者として、㈱西日本新聞イベントサービスが管理運営を行っている。

大濠公園全体の魅力向上及び能楽堂の利用サービス向上を目指し、飲食店の改修工事を令和９年１月から８月に実施予定。

改修工事実施後、約３か月間を開店準備期間（内装工事等）とし、令和９年度中（１２月予定）からの飲食店入店業者を次のとおり募集する。

１　募集内容

募集業者の業務内容	要員・運営内容	営業日等
能楽堂内に設置した飲食店において、能楽堂及び公園利用者に対して飲食物を提供する。	営業が円滑かつ安全に遂行されるように留意し、適正な人員配置を行う。	（１）営業日 原則：能楽堂の開館日に合わせ、月曜定休（※月曜日が祝日の場合はその翌平日）、また、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は定休日とする。 ※自由に提案可。 （２）営業時間 原則：午前９時頃から午後９時頃まで可 ※自由に提案可。

２　飲食店の位置

福岡市中央区大濠公園１―５（大濠公園能楽堂内）

３　飲食店の概要

（１）規模（使用面積）

（㎡）

店舗①		**138.36**
内訳	ホール	116.64
	厨房	10.16
	トイレ	5.44
	更衣室（バックヤード）	6.12
テラス②		**42.00**
①+②		**180.36**

※飲食店に係る使用箇所は、現在の能楽堂広間にあたる部分と新しく設置する更衣室（バックヤード）部分及びテラス部分とする。工事予定個所の場所・レイアウト等は参考資料を確認すること。

（２）メニュー

能楽堂と親和性のある、魅力的なメニュー・商品・価格設定とする。

※酒類の提供は可とする。

（３）店舗図面

別添平面図（参考資料１）のとおり

（４）駐車場等

・来館者用の駐車場を有していないことから、飲食店利用者は、公共交通機関を利用することとする。

・同上の理由により入店業者も、原則として、公共交通機関を利用することとする。

・原則として、食材及び物品類等の搬入は、飲食店入口より行うものとする。搬入時に能楽堂内を台車等で移動する際は、能楽堂内を傷つけないよう配慮するものとする。

４　応募資格

応募者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とします。

（１）能楽堂及び大濠公園利用者のための施設であることを理解し、利用者の利便性向上のために県及び指定管理者に協力できる者であること。

（２）令和８年１１月１日現在で飲食店営業の許可を持ち、健全な経営を行っている者であること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。

（４）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成１４年２月２２日１３管達第６６号）による指名停止措置期間中の者でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

（６）応募者（法人においては当該団体又はその役員）が暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（７）国税及び地方税、市民税等を滞納していない者であること。

（８）提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

５　入店の条件等

（１）入店業者は、福岡県都市公園条例に定める公園施設の管理許可申請を行い、許可を得ること（最大５年間)。管理に問題がない場合は、５年経過後も更新許可を行う。

（２）管理許可の日から５年以上は営業を継続すること。入店業者が本要領や管理許可に定める条件に違反したときや､本要領に定める条件を履行しないときは管理許可を解除することがある。

（３）施設使用料として福岡県都市公園条例に定める使用料を、県の発行する納入通知書により、指定期限までに納付すること。

（令和８年度時点で月額使用料１８．６万円程度、年額使用料２２３．７万円程度。ただし、上記は令和８年度時点の試算であり、実際の使用料は管理許可時点（令和９年度予定）の条例に基づき算定する。）

（４）入店業者は、人件費、原材料費のほか、次の経費を負担する。

内装及び厨房内の工事費用、音響・厨房・カウンター設備一式、テーブル・イス・その他の家具類一式及び消耗器具類、電気・上下水道使用料、ゴミ処理に係る経費、立て看板の設置及び維持管理並びに使用部分の清掃等の維持管理の費用、その他カフェ営業に係る一切の経費。

【光熱水費等の使用について】

電気　　：工事予定の電源設備を使用できる。
（子メーターにより使用料金を電気事業者に直接支払い。）

給排水：工事予定の上下水道設備を使用できる。
（子メーターにより使用料金を水道事業者に直接支払い。）

ガス　　：使用不可。電気による IH の使用は可。

電話　　：電話線工事を行うため、入店業者の負担で契約を行うことは可。

インターネット：インターネット回線工事を行うため、入店業者の負担で契約を行うことは可。
（電話とインターネットについては空配管での引き渡し）

（５）公園内に広告、看板等を設置する場合は、事前に公園管理者の許可を受けること。

（６）入店業者は、管理許可期間が満了するとき、また管理許可が取り消されたときは、自己の費用で物件を原状回復し、県が指定する期日までに返還すること。ただし、県が特に承認をしたときはこの限りではない。また、事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは､県が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを入店業者に請求する。

（７）店舗から発生する廃棄物（調理くず、残飯等）及び、店舗等で販売した商品（容器、包装等）から発生するゴミについては、入店業者の責任と負担で、ゴミ箱を設置・管理し適正に処理すること。また、能楽堂の見所内での飲食の禁止及びゴミの持ち帰りについて､客に注意を促すこと。

（８）音響設備を使用するにあたっては、大濠公園能楽堂内で行われる公演に配慮するとともに、指定管理者の指示を聞くこと。

（９）カフェ店舗内の軽微な修繕（電球の交換、排水詰まり、パッキンの交換、トイレの維持管理の範囲内における軽微な修繕など）及び入店業者の運営上の過失に伴う修繕は、入店業者自らが行い、その費用は、入店業者の負担とする。

（１０）入店業者は、毎月のカフェの利用者数（客数）を、翌月の指定期日までに県に報告するものとする。また、県はカフェの管理運営状況や収支状況等について必要に応じて報告を求めることができる。

（１１）本要領や管理許可で県が定める条件を履行しないために県に損害を与えた場合は、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（１２）営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請、届出、検査等については、入店業者の責任、負担において手続きを行うこと。

（１３）能楽堂休館日及び公演が開催されない日時については、顧客が能楽堂の館内に立ち入らないようにすること。

（１４）公演開催時に、カフェから直接、能楽堂館内へ入館することの可否は公演主催者の判断となることから、主催者に確認を行うこと。

６　内装工事等

（１）入店業者が実施する内装工事の設計・施行にあたっては、能楽堂の意匠に配慮し、事前に県の承認を得ること。

（２）内装工事等の内容については、消防法または建築基準法等の関係法令に従うとともに、県の指示に従い、作業を行うこととする。

（３）内装工事等により、県又は第三者に損害を与えた場合は、事業者は相手方にその損害を賠償しなければならない。

（４）内装工事等を行う場合は、養生を徹底し、県又は第三者に迷惑がかからないよう、騒音、振動、粉塵、臭気対策等必要な措置を行わなければならない。

（５）内装工事にあたっては、福岡県都市公園条例に定める公園施設の占用許可申請を行い、許可を得ること。

（日額使用料最大９千円程度。ただし、左記は令和８年度時点の試算であり、実際の使用料は占用許可時点（令和９年度予定）の条例に基づき算定する。）

７　選定スケジュール（予定）

・募集開始　　：令和８年１１月１２日（木）
・現地説明会の開催　　：令和８年１１月２７日（金）１０：００～
・質問書の受付期間　　：令和８年１２月２日（水）まで
・質問書に対する回答公表　：令和８年１２月上旬
・参加申込書の提出　　：令和８年１２月１６日（水）まで
・企画提案書等の提出期間　：令和８年１２月１７日（木）～１月１２日（火）
・プレゼンテーションの実施：令和９年１月中旬
・入店候補者の決定　　：令和９年２月上旬
・覚書の締結　　：令和９年３月
・内装工事に係る協議　　：令和９年３月～８月
・内装工事の実施　　：令和９年９月～１１月
・営業開始　　：令和９年１２月

８　現地説明会の開催について

募集要領、工事予定箇所について説明を行うため、公募への参加希望者は可能な限り参加すること。疑義については、すべて質問書の提出により回答する。なお説明会への参加人数は１社につき２名までとする。

日　時　　令和８年１１月２７日（金）午前１０時
場　所　　大濠公園能楽堂広間（福岡市中央区大濠公園）
条　件

①現地説明会への事前申込みとして、市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課へ「事業者名、担当者名、連絡先」を電子メールで送付すること。
アドレス：bunshi-isan@pref.fukuoka.lg.jp

②説明資料は、本要領（様式及び参考資料を含む）となるため、参加者各自で印刷の上、持参すること。

９　申込手続

（１）参加申込書等の提出

本要領を熟読のうえ、下記書類を各１部提出すること。役員については、暴力団排除に関する手続きのため、福岡県警察本部に照会を行う。

①参加申込書（様式１）
②企業等概要（様式２）
③役員一覧表（様式３）
④直近の３か年の決算書等の経営状況が分かるもの（任意様式）
⑤営業年数を含めて他店舗の営業状況が分かるもの（任意様式）
⑥営業に関する資格・免許等の写し（飲食店営業許可、食品衛生責任者等）

（２）受付期間
令和８年１２月１６日（水）まで※必着
（３）提出方法
持参又は郵送（特定記録）
※持参の場合、受付は午前９時から午後５時まで
（県の休日には受領しない。）
（４）提出先
福岡県市町村・地域振興部
文化局九博・世界遺産・文化施設課施設活用第一係
〒８１２―８５７７　福岡県福岡市博多区東公園７番７号
電話　０９２―６４３―３５６９

１０　質問書の提出及び回答
（１）提出方法
質問書（様式４）を市町村・地域振興部 文化局　九博・世界遺産・文化施設課へ電子メールで送付すること。なお、電子メール以外で提出された質問については回答しません。
アドレス：bunshi-isan@pref.fukuoka.lg.jp
（２）提出期限
令和８年１２月２日（水）まで
（３）回答
受け付けた質問に対する回答を集約し、令和８年１２月上旬までに県ホームページにて公開する。

１１　企画提案書の提出
（１）企画提案書等の提出
本要領を熟読のうえ、下記書類を提出すること。
①企画提案書　８部（正本１部、副本７部）（任意様式）
・副本７部には、社名の記載や押印は不要
・下記の事項等を記載すること
ア　運営方針（コンセプト）・事業計画
（どのような店舗にするのか、効果的な情報発信の方法）
イ　運営体制・営業実績
（従業員の配置計画、これまでの営業実績・経営状況）
ウ　提供するメニュー・商品、サービス
（魅力的なメニュー・商品・価格設定、支払方法）
エ　内装レイアウト・イメージ
（能楽堂の意匠に配慮した魅力的な内装デザイン、
利用者の利便性を考慮したレイアウト）
オ　独自性・創意工夫

（ブランド力や立地や眺望等を活かした運営）

カ　投資計画及び資金調達計画

（内装、設備費などの初期投資及び資金調達）

キ　事業の採算性の検討（安定した経営が見込めるか）

②納税証明書（原本）

事業税及び法人税の納税証明書、個人の場合は、住民税及び所得税の納税証明書

③商業・法人登記簿謄本（過去 3 か月以内に発行されたもの）、個人の場合は住民票

④定款（個人の場合は不要）

⑤誓約書（様式５）

（２）受付期間

令和８年１２月１７日（木）～令和９年１月１２日（火）午後５時まで

（３）提出方法

持参又は郵送（特定記録）※必着

※持参の場合、受付は午前９時から午後５時まで

（県の休日には受領しない。）

（４）提出先

福岡県市町村・地域振興部

文化局九博・世界遺産・文化施設課施設活用第一係

〒８１２―８５７７　福岡県福岡市博多区東公園７番７号

電話　０９２―６４３―３５６９

（５）その他

参加申込みを行わなかった者からの企画提案書は受け付けない。

参加申込みを行った者が企画提案書を提出しない場合は、令和９年１月１２日（火）午後５時までに辞退届（任意様式）を上記の提出先へ提出すること。

１２　審査・選定後の手続き

（１）審査方法

企画提案書のプレゼンテーション等の日時を指定し、企画内容について説明を受けた上で、「大濠公園能楽堂カフェ入店業者選定委員会」において審査する。

①日時

令和９年１月中旬　※日時は別途指定する。

②場所

福岡県庁または大濠公園能楽堂

（２）審査項目

①運営方針（コンセプト）・事業計画　（10 点）

②運営体制・営業実績　（10 点）

③メニュー・商品・サービス　　（15 点）
④内装レイアウト・イメージ　　（10 点）
⑤独自性・創意工夫　　（10 点）
⑥採算性　　（ 5 点）

（３）審査結果

審査結果は、応募事業者に対し文書で通知する。

（４）覚書

審査の結果決定した入店予定事業者と本要領に記載の条件および企画提案書の内容を基に覚書を締結するものとする。

１３　参考資料

（１）参考資料１：平面図
（２）参考資料２：外構図
（３）参考資料３：広間内部パース図
（４）参考資料４：外観パース図
（５）参考資料５：設備概要書

１４　問い合わせ先

部　署：福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課
担当者：南・佐藤
メール：bunshi-isan@pref.fukuoka.lg.jp
電　話：092-643-3569

【参考】

大濠公園能楽堂利用者数
令和７年度：38,006 人
令和６年度：32,712 人
令和５年度：26,223 人